

自動車損害賠償責任保険料一覧表

本土用

※平成20年4月1日以降保険始期の契約に適用

(単位:円)

車種		保険期間						
		37ヶ月 契約	36ヶ月 契約	25ヶ月 契約	24ヶ月 契約	13ヶ月 契約	12ヶ月 契約	
自家用乗用自動車		31,600	30,910	23,170	22,470	14,570	13,850	
軽自動車(検査対象車)		26,280	25,730	19,540	18,980	12,670	12,090	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用			34,650	33,500	20,600	19,420	
	自家用			19,860	19,290	12,840	12,250	
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量 2トン超		95,680	92,160	52,640	49,040	
		最大積載量 2トン以下		65,170	62,830	36,620	34,230	
	自家用	最大積載量 2トン超		67,270	64,850	37,720	35,260	
		最大積載量 2トン以下		43,910	42,400	25,460	23,920	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用					46,810	43,650	
	自家用					13,740	13,080	
営業用乗用自動車	A					101,630	94,330	
	B					80,910	75,180	
	C					61,760	57,480	
	D					25,870	24,300	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				10,950	10,730	8,160	7,930	
緊急自動車		10,490	10,350	8,770	8,630	7,010	6,870	
特種用途自動車	霊きゆう自動車			9,610	9,430	7,450	7,270	
	教習用自動車			9,610	9,430	7,450	7,270	
	三輪以上の自動車 (軽自動車を除く)				31,140	30,130	18,760	17,720
	小型二輪自動車		20,530	20,130	15,620	15,210	10,610	10,190
	軽自動車	検査対象車			15,620	15,210	10,610	10,190
検査対象外車			20,110		15,200		10,200	
被けん引自動車 (被けん引軽自動車を除く)				5,120	5,120	5,100	5,090	
被けん引軽自動車	検査対象車			5,120	5,120	5,100	5,090	
	検査対象外車		5,120		5,110		5,100	

車種	保険期間						
	60ヶ月 契約	48ヶ月 契約	36ヶ月 契約	25ヶ月 契約	24ヶ月 契約	13ヶ月 契約	12ヶ月 契約
小型二輪 (250cc超)			17,450	13,740	13,400	9,620	9,280
軽二輪 (125cc超~250cc以下)	22,050	18,790	15,470		12,080		8,620
原付(125cc以下)	14,070	12,340	10,580		8,790		6,960

車種	保険期間							
	6ヶ月 契約	5ヶ月 契約	4ヶ月 契約	3ヶ月 契約	2ヶ月 契約	1ヶ月 契約	5日 契約	
商品自動車	三輪以上の自動車		8,720	8,110	7,500	6,900	6,290	5,680
	小型二輪自動車		6,430	6,200	5,980	5,750	5,520	5,300
	軽自動車	検査対象車	6,430	6,200	5,980	5,750	5,520	5,300
		検査対象外車	6,440	6,220	5,990	5,770	5,540	5,310

※営業用乗用自動車のA、B、CおよびDの車種区分

営業用乗用自動車の車種欄においてA、B、CおよびDは、それぞれ次の区分による車種を表すものとする。

ただし、離島を使用の本拠とする営業用乗用自動車は、離島の保険料を表を適用する。

A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市および川崎市に使用の本拠を有するタクシーならびに札幌市、北九州市および福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く)
B	札幌運輸支局(札幌市を除く)、函館運輸支局、室蘭運輸支局、帯広運輸支局、釧路運輸支局、北見運輸支局、旭川運輸支局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(特別区のタクシーならびに特別区、武蔵野市および三鷹市のハイヤーを除く)、神奈川県(横浜市のタクシーおよびハイヤー、川崎市のタクシーおよびハイヤーを除く)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県(名古屋市のタクシーおよびハイヤーを除く)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシーおよびハイヤーを除く)、大阪府(大阪市のタクシー、大阪府域のハイヤーを除く)、兵庫県(神戸市のタクシー、神戸市域のハイヤーを除く)、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県(北九州市、福岡市を除く)、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、および鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く)
C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域および川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
D	個人タクシー